

平成25年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年11月25日(月)
午前9時30分 から 午前10時19分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(14名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(1名)
14番 山下時義
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第33号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第11回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。
TPP 年内妥結に向けた交渉が大詰めを向かえようとしております。アメリカは米を除く関税を全て撤廃するように要求し、自国の都合で揺さぶりをかけています。安倍晋三首相は守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、国益を追求する政府方針に何ら変更はないと強調されておりますが、日本包囲網は交渉の難しさを象徴し日本の立場は更に苦しいようでございます。今後の議事の審議については皆様方の建設的なご意見をよろしきお願い申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は14番山下時義委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、7番の山本政人委員さんと8番の田中文彦委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第31号 農地法第3条の規定による

許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2．議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町都呂々の畑1筆1，632㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は県外に居住であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。当該農地につきましては9月の総会で非農地判断しておりますが、譲受人が整地し果樹類を植栽し管理されるということです。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

9番

はい。

議長

はい、どうぞ。

9番

この案件につきましては、只今事務局より説明がありましたとおり、譲渡人が〇〇〇在住でございます。時々都呂々の方にも来ていらっしゃる訳でございますが、普段いらっしゃらないもので、どうしても耕作等ができない。ということでその現地自体も説明がありましたように非農地等説明して雑木がたて山のような状態です。譲受人の人は重機等ももっていらっしゃいまして、開拓といいますかね、抜根とかして栗とか何とか植えたいという話でございます。

お二人に会うために出向いた訳でございますけれども、譲受人の方とは二日続けて行ったけれども一人で生活していらっしゃるの
で、なかなか会うことができませんでとうとう会うことができません
でした。譲渡人の方が今丁度帰省していらっしゃいますので、お
会いしましてお話しを伺いましたところ、この人と同級生でござい
ますんで、そういう話があったのであと山のような状態の所を開墾
して、栗なり植えたいという話があったから、そういうことにした
いと、自分も当然後の耕作等はできない。ということでございま
したのでそういう話でございました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今委員さんの方から詳しいご
説明をいただきましたが、他にこの件につきましてご意見のある方
は挙手をお願いを致します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして賛成の方
の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許
可することに致します。次に日程第3、議案第32号農地法第4
条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明
を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第32号 農地法第4条の規定による許可申
請についてご説明致します。関連案件が2件ございますので番号1
からご説明します。8ページをお開き下さい。

この案件は25年4月の第4回総会におきまして農業振興整備計
画に係る農用地利用計画の変更により転用の可能性につきまして審
議いただいた案件でございます。今回、熊本県より農業振興地域整
備計画の変更について、同意がありました。それにより申請がござ
いました。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は苓北
町坂瀬川の田1筆4,644㎡です。転用の目的は植林です。転用
しようとする理由の詳細は、申請地は、周囲が山林のため日当たり

が悪く、営農が困難であるとともに、申請者は高齢で後継者もいないため、これ以上の荒廃を防ぐため植林を行い、今後は山林として管理したいというものです。場所及び資料につきましては9ページから11ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。

続きまして番号2ですがこの案件も平成25年4月の第4回総会におきまして農業振興整備計画に係る農用地利用計画の変更により転用の可能性につきまして審議いただいた案件でございます。今回、熊本県より農業振興地域整備計画の変更について、同意がありました。それにより申請がございました。申請人は議案記載のとおりです。12ページからでございます。申請物件の表示は苓北町年柄の田1筆295㎡です。転用の目的は個人住宅です。転用しようとする理由の詳細は、現在の住居は、裏手が急傾斜で危険性を伴うことと、家族に身体障がいがあり今の家では生活が困難なため、他の場所に移転したいと考え、宅地を探したが、条件にあう土地が見つからなかった。申請地は町道に隣接しており利便性が高いが、田の形状が悪く、生産性の低い農地であるため、住居を現在地から移転新築し宅地として管理したいというものです。場所及び資料につきましては13ページから21ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、関連案件が2件ございますので1件ずつ処理をして参りたいと思います。先般の農業委員総会で町長より合議を求めておりましたこの件について、農政審議委員会の方で審議され許可されましたので、また農業委員会の方に帰って来ております案件でございます。2件ございますので一件ずつ審議をして参りたいと思います。番号1番につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

5 番 はい

議 長 はい、どうぞ。

5 番 あのう、番号1番で説明を致しますけれども、この申請地の字〇〇〇〇という所は、坂瀬川では〇地区に当たります。周囲もこの地区は杉が大きな杉の木がありまして、鳥獣被害もかなり今まであっておりまして、今までずっと水稻栽培されておりましたけど、もう申請者も高齢でこれ以上は水稻栽培は続けられないだろうという判断で周りの杉と山と一緒に植林をして、山として管理をしたいということでございました。そういうことで報告したいと思います。終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。他にこの件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いを致します。

ございませんか。（ありませんの声あり）

無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので番号1につきましては許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、整理番号2についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

- 1 番 | 今月の23日にですね一応現地を確認し、当事者とはお会いすることはできませんでしたが、電話でお話しを聞きまして、一応隣接の水田とはですね建物を建てられても別に北側に位置しておりますので、該当地がですね、ですから何ら問題ないかなと判断を致しております。そういった形で先程事務局の説明のとおり何ら問題がないということで判断しております。以上です。
- 議 長 | はい、ありがとうございました。この件について他にご意見のある方は挙手をお願い致します。ございませんか。
- (ありませんの声あり)
- 議 長 | 無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 議 長 | はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので番号2についても許可相当として県知事に意見を送付致します。
- 続きまして日程第4、議案第33号 農用地利用集積計画の認定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。
- 事務局 | はい、日程第4. 議案第33号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。24ページをお開き下さい。
- 新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物作付です。期間は6年1ヶ月です。
- 25ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 | はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございます。この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いを致します。

事務局 その他事項につきましてご説明致します。

- 1 農地法施行規則第32条第1項第1号に基づく届出について
- 2 農地パトロール(非農地判断)の日程について
- 3 農業委員会委員選挙人名簿登録申請について
- 4 その他

次回農業委員会総会予定

平成25年12月25日(水)午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第11回総会を閉会いたします。

閉会午前10時19分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____